明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報

（号　外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔省　令〕
○出入国管理及び難民認定法施行規則の一部を改正する省令（**法務**四四）　一
〔告　示〕
○電波法等の規定により伝搬障害防止区域を指定する件（**総務**三八六）　六
○電波法等の規定により伝搬障害防止区域を指定する件等の一部を改正する件（**同**三八七）　一三
○出入国管理及び難民認定法施行規則第七条の二第一項の規定に基づき希望者登録の特例を定める件（**法務**五四四）　一八
○出入国管理及び難民認定法施行規則第七条の二第三項第一号の規定に基づき希望者登録に関し法務大臣が定める国、地域及び行政区画を定める件（**同**五四五）　二〇
○種苗法第十八条第一項の規定に基づき品種登録した件（**農林水産**二〇四八）　二〇
○保安林の指定をする件（**同**二〇四九～二〇七〇）　三
○保安林の指定を解除する件（**同**二〇七一～二〇七五）　三六
○保安林の指定施業要件を変更する件（**同**二〇七六～二〇八二）　三六
〔公　告〕
諸事項
官庁
基本測量関係事項関係
裁判所
破産、免責、再生関係
特殊法人等
弁理士登録、型式適合認定関係
地方公共団体
教育職員免許状失効、行旅死亡人関係
会社その他
会社決算公告

省令

○法務省令第四十四号

出入国管理及び難民認定法の一部を改正する法律（平成二十六年法律第七十四号）の一部の施行に伴い、及び出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年政令第三百十九号）第六十九条の規定に基づき、出入国管理及び難民認定法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十八年十月十七日

法務大臣　金田　勝年

出入国管理及び難民認定法施行規則の一部を改正する省令

出入国管理及び難民認定法施行規則（昭和五十六年法務省令第五十四号）の一部を次のように改正する。

第五条第一項中「外国人」の下に「（次項に規定する外国人を除く。）」を加え、同条第十項を同条第十一項とし、同条第九項を同条第十項とし、同条第八項中「第九条第七項」を「第九条第八項」に、「第七条の二第三項」を「第七条の二第六項」に改め、同項を同条第九項とし、同条第七項を同条第八項とし、同条第六項を同条第七項とし、同条第五項中「（以下「指定入国管理官署」という。）」を削り、同項を同条第六項とし、同条第四項を同条第五項とし、同条第三項を同条第四項とし、同条第二項中「前項」を「法第六条第二項の規定による上陸」に改め、「旅券」の下に「（前項に規定する者にあつては、旅券及び特定登録者カード）」を加え、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2　法第六条第二項の規定により上陸の申請をしようとする外国人（特定登録者カードを所持する者として法第九条第四項の規定による記録を受けようとする者に限る。）は、次に掲げる事項に係る情報を第七条第四項に規定する電子計算機に受信させる方法により提供しなければならない。

一　氏名
二　生年月日
三　住居の所在地
四　上陸の目的
五　乗つてきた船舶の名称又は航空機の登録記号若しくは便名
六　本邦に滞在する期間
七　本邦における連絡先
八　法第七条第一項第四号に掲げる上陸のための条件に関し入国審査官が申告を求める事項

第六条の二第二項中「ものとする。」の下に「第七条の二第四項、第七条の四第一項、」を加える。

第七条第三項に次の一号を加える。

七　特定登録者カードを所持する者として法第九条第四項の規定による記録をする場合にあつては、同条第五項の規定により決定した在留資格及び在留期間

第七条第四項中「指定入国管理官署」を「法務大臣が指定する入国管理官署」に改め、同条第五項中「第五条第八項及び第九項」を「第五条第九項及び第十項」に改める。

第七条の二第一項中「同条第七項」を「同条第八項」に、「指定入国管理官署」を「同項第一号イ又はロに該当するものとして希望者登録を受けようとする者にあつては別記第七号の五様式、同項第一号ハに該当するものとして希望者登録を受けようとする者にあつては別記第七号の六様式（法務大臣が告示をもつて定める者にあつては、当該告示で定める様式）による申請書一通を提出して希望者登録の申請をするとともに、法務大臣が指定する入国管理官署」に改め、同項第一号中「第五項」を「第八項」に改め、同条第五項第一号及び第二号中「第九条第七項」を「第九条第八項」に改め、同項第六号を同項第七号とし、同項第五号を同項第六号とし、同項第四号の次に次の一号を加える。

五　特定登録者カードの有効期間が満了したとき。